

岐阜県生活技術研究所コンプライアンス教育実施要領

岐阜県生活技術研究所コンプライアンス推進責任者

1 目的

岐阜県生活技術研究所の職員及びその他関連する者(以下「構成員」という。)に、「商工労働部「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく実施要綱」第2条第2項で定義する「不正行為」の防止及び同第3条で規定する「研究者等の責務」を徹底するための教育(以下「コンプライアンス教育」という。)を実施し、研究活動における不正行為の防止を図ることを目的とする。

2 実施方法、実施時期

コンプライアンス教育及び研究倫理教育は、岐阜県生活技術研究所コンプライアンス推進責任者が企画する講習会において、実施するものとし、実施時期は、原則4月から7月とする。

3 対象者

全ての構成員

4 開催回数

コンプライアンス教育及び研究倫理教育の受講機会を確保するため、各年度中に複数回の開催とする。

5 教育内容

- ・具体的事例を参考とした研究所への影響
- ・研究所の不正行為対策に関する方針やルール、告発等の制度など遵守すべき事項
- ・不正行為が発覚した場合の懲戒処分
- ・自らの弁償責任
- ・申請等資格の制限
- ・研究費の返還等の措置
- ・研究倫理
- ・その他岐阜県生活技術研究所コンプライアンス推進責任者が必要と認めた事項

6 受講状況の把握及び誓約書の提出

全ての構成員は、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を受講しなければならない。また、受講した構成員は、受講毎に別紙の「研究活動にあたっての誓約書」を自署し、提出しなければならない。

7 未受講者等へのペナルティ

コンプライアンス教育及び研究倫理教育を過去16か月以内に受講しなかった構成員は、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を受講するまでの間、原則として国等の公募型研究開発及び競争的資金等の運営・管理を含む一切の研究活動に関わるできない。

8 その他

この要領に定めるもののほか、コンプライアンス教育及び研究倫理教育に必要な事項は、岐阜県生活技術研究所コンプライアンス推進責任者が別に定める。

付 記

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

付 記

この要領は、平成 28 年 9 月 1 日から実施する。

付 記

この要領は、平成30年12月1日から実施する。

付 記

この要領は、令和3年11月1日から実施する。

付 記

この要領は、令和5年12月19日から実施する。

研究活動にあたっての誓約書

岐阜県生活技術研究所コンプライアンス推進責任者
岐阜県生活技術研究所所長 様

私は、岐阜県生活技術研究所の構成員として、以下の事項について誓約します。

1. 不正行為等を防止するために行われた教育及び研究倫理教育の内容を理解したこと。
2. 岐阜県が定める諸規則を遵守すること。
3. 研究活動等における不正行為及び不適切行為を行わないこと。
4. 諸規則に違反し、不正行為及び不適切行為を行った場合は、岐阜県や資金配分機関の処分及び法的な責任を負うこと。
5. 他の職員等から不正行為を行うことを要求された場合には拒絶し、研究所の通報窓口へ連絡すること。

(元号) 年 月 日

所属
氏名(自署)